

日向市障がい児・者の障がい福祉サービス等に関する支給決定基準

1 基本的な取扱い

この支給決定基準は、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うために定めるものとする。取扱いにあたっては、以下のことに留意する。

- (1) 障害者自立支援法以前よりサービスを利用していた利用者については、これまでの支給量をできるだけ保障すること。
- (2) 支給決定基準における最大支給量とは各サービス支給量の上限を示すものであり、支給量を決定する際には、原則として個々のサービス等利用計画案に基づいて行うこと。
- (3) 支給決定基準から乖離している支給量を支給しようとする場合は、事前に障害支援区分認定審査会に意見聴取を行うこと。(乖離とは、加算後最大支給量の5割を超える場合とする。)
- (4) 支給決定基準は恒久的なものではなく、法令、通達、支給実績等を勘案し、必要に応じて改正できるものであること。

2 用語の定義

この支給基準における用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 障がい者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障がい者をいう。

(2) 障がい児

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児法」という。）第4条第2項に規定する障がい児をいう。なお、身体障害者手帳又は療育手帳を所持していない場合は、医師の診断書等により前述の障がい児と同等の状態、又は療育が必要と認められる児童とする。

(3) 医療的ケアスコア

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表第1障害児通所給付費等単位数表の表

(4) 基準最大支給量

加算項目に該当しない場合に支給できるサービスの最大支給量

(5) 加算後最大支給量

加算項目を勘案した場合に支給できるサービスの最大支給量

(6) 日中活動系サービス

生活介護、就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサー

ビスをいう。

3 対象者

サービス名	対象者
介護給付	
居宅介護	
身体介護	【障がい者・障がい児】 障害支援区分が区分1以上の者
家事援助	【障がい者・障がい児】 障害支援区分が区分1以上の者
通院等介助	【障がい者・障がい児】 1 身体介護を伴う場合 次のいずれにも該当する支援度合にある者 (1) 障害支援区分が区分2以上 (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか1つ以上に認定されていること。 ア 「歩行」:「全面的な支援」 イ 「移乗」:「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」 又は「全面的な支援が必要」 ウ 「移動」:「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」 又は「全面的な支援が必要」 エ 「排尿」:「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 オ 「排便」:「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 2 身体介護を伴わない場合 障害支援区分が区分1以上の者
重度訪問介護	【障がい者】 障害支援区分が区分4以上（病院等に入院又は入所中に利用する場合は区分6であって、入院又は入所前から重度訪問介護を利用していた者）であって、次のいずれかに該当する者 1 次のいずれにも該当していること。 (1) 二肢以上に麻痺等があること (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のすべてが「支援が不要」以外と認定されていること。 2 障害支援区分の認定調査項目のうち行動等関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者
同行援護	【視覚障がい者・視覚障がい児】

	<p>障害支援区分の認定を必要としないものとし、同行援護アセスメント調査票による調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ「移動障害」の点数が1点以上の者</p>
行動援護	<p>【障がい者・障がい児】 次のいずれにも該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要し、行動する際に生じる得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を必要とする者 2 障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者
療養介護	<p>【障がい者】 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者として次に掲げる者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 2 障害支援区分5以上に該当し、次の（1）から（4）までのいずれかに該当する者 <ol style="list-style-type: none"> （1）重症心身障がい者又は進行性筋萎縮症患者 （2）医療的ケアスコアが16点以上の者 （3）障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者であって、医療的ケアスコアが8点以上の者 （4）遷延性意識障がい者であって、医療的ケアスコアが8点以上の者 3 1及び2に準ずる者として市長が認めた者 4 旧重症心身障害児施設（平成24年4月の改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第43条の4に規定する重症心身障害児施設をいう。）に入所した者又は指定医療機関（旧児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関をいう。）に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する1及び2以外の者
生活介護	<p>【障がい者】 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の介護が必要な者として次に掲げる者</p>

	<p>1 障害支援区分が区分3（障害者支援施設等に入所する者は区分4）以上である者</p> <p>2 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設等に入所する者は区分3）以上である者</p> <p>3 生活介護と施設入所支援との利用の組合せを希望する者であって、障害支援区分が区分4（50歳以上の者は区分3）より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案を作成する手続を経た上で、市長が利用の組合せの必要性を認めた者</p>
短期入所	<p>【障がい者・障がい児】</p> <p>障害支援区分が区分1以上の者</p>
重度障害者等包括支援	<p>【障がい者・障がい児】</p> <p>障害支援区分が区分6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、次のいずれかに該当する者</p> <p>1 重度訪問介護の対象者であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障がい者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>（1）人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者</p> <p>（2）最重度知的障がい者</p> <p>2 障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等（12項目等）の合計点数が10点以上である者</p>
施設入所支援	<p>【障がい者】</p> <p>1 生活介護を受けている者であって、障害支援区分が区分4（50歳以上の者にあっては区分3）以上である者</p> <p>2 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は通所によって訓練を受けることが困難な者</p>
訓練等給付	
自立訓練（機能訓練）	<p>【障がい者】</p> <p>地域生活を営む上で、身体能力・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な者</p>
自立訓練（生活訓練）	<p>【障がい者】</p> <p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な者</p>
宿泊型自立訓練	<p>【障がい者】</p> <p>自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上などの支援が必要な者</p>

<p>就労移行支援</p>	<p>【障がい者】</p> <p>1 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な者</p> <p>2 あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する者</p> <p>但し、65歳以上の者については、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）に引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていない者であって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けた者に限り対象とする。</p>
<p>就労継続支援 A型</p>	<p>【障がい者】</p> <p>企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な者で、次のいずれかに該当する者</p> <p>1 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった者</p> <p>2 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった者</p> <p>3 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者</p> <p>但し、65歳以上の者については、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）に引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていた者であって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限り対象とする。</p>
<p>就労継続支援 B型</p>	<p>【障がい者】</p> <p>就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用には結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者で、次のいずれかに該当する者</p> <p>1 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>2 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p> <p>3 1及び2のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等のアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者</p>

		4 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の経路を経て、市長が利用の組合せの必要性を認めた者
	就労定着支援	<p>【障がい者】</p> <p>就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障がい者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障がい者（病気や障がいにより通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障がい者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障がい者も含む。）</p>
	自立生活援助	<p>【障がい者】</p> <p>障がい者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障がい者又は居宅において単身であるため若しくは同居家族等が障がいや疾病等のために居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある者で、次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障がい者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた者、又は児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障がい者支援施設等に入所していた15歳以上のみなし障がい者 2 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた者 3 精神科病院に入院していた精神障がい者 4 救護施設又は更生施設に入所していた者 5 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた者 6 更生保護施設に入所していた者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた者 7 地域移行支援の対象要件に該当する障がい者施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる者 8 人間関係や環境の変化（家族の死亡、入退院の繰返し）等によって、一人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる者 9 障害支援区分認定審査会における個別審査において適当と認められる者
	共同生活援助	【障がい者】

		<p>身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（中でも身体障がい者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）</p>
<p>地域相談支援給付</p>		
	<p>地域移行支援</p>	<p>【障がい者】 次の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障がい者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた者、又は児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障がい者支援施設等に入所していた15歳以上のみなし障がい者 2 精神科病院に入院している精神障がい者 3 救護施設又は更生施設に入所している者 4 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている者 <p>但し、少年院に収容されている者は、保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障がい者（「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について（通達）」（平成21年4月17日法務省保観第244号、法務省矯正局長、保護局長連名通知）に基づき、特別調整対象者に選定された障がい者をいう。）のうち、矯正施設から退所するまでの間に障がい福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される者に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 更生保護施設に入所している者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している者
	<p>地域定着支援</p>	<p>【障がい者】 次の者のうち、地域生活への定着のための支援が必要と認められる者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者 2 居宅において家族と同居している者であっても、当該家族等が障がい、疾病等のため、緊急時の支援が見込めない状況にある者

		<p>なお、障がい者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。</p> <p>ただし、共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため対象外とする。</p>
障害児通所支援事業		
児童発達支援	<p>【障がい児】</p> <p>療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる次の主に未就学の児童</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童 2 保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童 	
医療型児童発達支援	<p>【障がい児】</p> <p>肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能障がい）があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた児童</p>	
放課後等デイサービス	<p>【障がい児】</p> <p>学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた児童</p>	
居宅訪問型児童発達支援	<p>【障がい児】</p> <p>児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められる次のいずれかの状態にある児童</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人工呼吸器を装着している状態、その他の日常生活を営むために医療を要する状態 2 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態 	
保育所等訪問支援	<p>【障がい児】</p> <p>保育所、幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設、その他市長が認めた施設に通う又は入所する児童であって、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた児童</p>	
地域生活支援事業		
		【障がい者・障がい児】

移動支援	<p>屋外での移動が困難な在宅の者又は児童であって、次のいずれかに該当する者又は学齢児以上の児童</p> <p>但し、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の支給決定者は除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 身体障がい者・児 身体障害者手帳において、肢体不自由で1級から3級に該当する者又は児童 2 知的障がい者・児 療育手帳において、A及びB-1と判定された者又は児童 3 精神障がい者・児 精神障害保健福祉手帳において、1級又は2級と判定された者又は児童 4 小児慢性特定疾患児 小児慢性特定疾病医療費医療受給者証の交付を受けている児童 <p>※ 身体介護を伴う場合は、障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」、「移乗」、「移動」、「排尿」、「排便」のいずれか1つ以上が、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」な状態に認定され、身体に触れる支援が提供される必要性があること。</p> <p>身体介護を伴わない場合は、障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」、「移乗」、「移動」、「排尿」、「排便」のいずれか1つ以上が、「見守り等の支援が必要」な状態に認定され、見守りや声かけ等の支援（身体に触れない支援）が提供される必要性があること。</p> <p>障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」、「移乗」、「移動」、「排尿」、「排便」のすべてにおいて「支援が不要」な状態と認定された場合は利用対象外とする。</p>
訪問入浴	<p>【障がい者・障がい児】</p> <p>身体障害者手帳の交付を受けている在宅の者又は児童で、下肢又は体幹で1級から2級までの等級に該当する者又は児童であって、次のいずれにも該当する者又は児童</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 常時臥床又はこれに準ずる状態にあり、家族だけでは入浴させることが困難、かつホームヘルプ等の他のサービスを利用しても入浴が困難な者又は児童 2 入浴可能な健康状態にある者又は児童（医師の意見書を市に提出し、市長が認めた者）
日中一時支援	<p>【障がい者・障がい児】</p>

	日中において介護する者がなければ在宅での生活が困難な者又は児童
--	---------------------------------

4 支給決定基準

(1) 介護給付費

ア 居宅介護

(ア) 身体介護

- 基準最大支給量
- | | |
|--------|---------------------------|
| 区分 1・2 | 1.5 時間×15 回／月 (22.5 時間／月) |
| 区分 3・4 | 1.5 時間×23 回／月 (34.5 時間／月) |
| 区分 5・6 | 1.5 時間×31 回／月 (46.5 時間／月) |

●加算後最大支給量 家事援助とあわせて 124 時間／月

◆加算要件 以下のいずれか 2 つ以上に該当する者であること

- I 重度訪問介護支給対象者と同等の身体状況である者
- II 単身世帯または同居家族が介護できない状況である者
- III 医師の指示により基準以上の支援が必要な者
- IV 住宅の状況により 1 回の介護に 1.5 時間以上の時間がかかる者

■主な身体介護の種類

入浴、食事、起床（就寝）、排泄介助、体位交換 等

※ 身体介護に係る入浴介助の回数等について

- ①入浴には、全身清拭及びシャワー浴を含む。
- ②公的支援（介護保険や労働者災害補償保険による保険給付を含み、民間年金保険によるものや、短期入所での入浴は含まない。）による入浴介助は、他サービスと合わせて週 4 回までを目安とする。
- ③自宅での家族による介助や自己負担による介助は回数に算定しないこととする。
- ④重症心身障がい者・児については、週 5 回までの利用を目安とする。
- ⑤皮膚疾患や褥瘡等、週 5 回以上の回数を要する場合は、医師の意見書又は診断書等の提出をもって必要性を確認のうえ、最大 3 か月までの期間を目安として認めることとする。

(イ) 家事援助

- 基準最大支給量
- | | |
|--------|---------------------------|
| 区分 1・2 | 1.5 時間×10 回／月 (15 時間／月) |
| 区分 3・4 | 1.5 時間×15 回／月 (22.5 時間／月) |
| 区分 5・6 | 1.5 時間×20 回／月 (30 時間／月) |

●加算後最大支給量 身体介護とあわせて 124 時間／月

◆加算要件 以下のいずれか 2 つ以上に該当する者であること

- I 重度訪問介護支給対象者と同等の身体状況である者

Ⅱ 単身世帯または同居家族が介護できない状況である者

Ⅲ 精神状況・身体状況により 1.5 時間以上／回の見守りが必要である者

■ 主な家事援助の種類

調理、買い物、掃除、洗濯 等

(ウ) 通院等介助（身体介護を伴う場合）

○ 基準最大支給量 10 時間／月

● 加算後最大支給量 通院に必要な時間数／月

◆ 加算要件 医師の指示により 10 時間／月以上の通院が必要な者

(エ) 通院介助等（身体介護を伴わない場合）

○ 基準最大支給量 10 時間／月

● 加算後最大支給量 通院に必要な時間数／月

◆ 加算要件 医師の指示により 10 時間／月以上の通院が必要な者

イ 重度訪問介護

○ 基準最大支給量 8 時間×31 回／月

（うち外出時の移動加算可能時間 4 時間×31 回／月）

● 加算後最大支給量 13 時間×31 回／月

（うち外出時の移動加算可能時間 4 時間×31 回／月）

◆ 加算要件 以下のすべてに該当する者

I 障害支援区分 5 以上である者

Ⅱ 単身世帯または同居家族が介護できない状況である者

Ⅲ 日中活動系のサービスを利用していない者

ウ 同行援護

○ 基準最大支給量 50 時間／月

● 加算後最大支給量 80 時間／月

◆ 加算要件 申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市長が必要と認めた場合

エ 行動援護

○ 基準最大支給量 10 時間／月

● 加算後最大支給量 50 時間／月

◆ 加算要件 申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市長が必要と認めた場合

オ 療養介護

- 基準最大支給量 当該月の日数

カ 生活介護

- 基準最大支給量 当該月の日数－８日

- 加算後最大支給量 31日

◆加算要件

I 原則

1人の障害者が1月に日中活動サービス等を利用できる日数は、「当該月の日数－８日」を基本とする

II 例外

① 日中活動サービス等の事業運営上の理由から、「当該月の日数－８日」を超える支援が必要となる場合は、都道府県知事に届け出ることにより、当該事業者等が特定する3か月以上1年以内の期間（以下「対象期間」という。）において、利用日数の合計が「当該月の日数－８日」の総和な範囲内であれば利用可能。

② 上記①に該当しない場合であっても、心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援の必要があるなど、利用者の状態等に鑑み、市長が必要と判断した場合には、「当該月の日数－８日」を超えて利用可能。

キ 短期入所

- 基準最大支給量 8日

- 加算後最大支給量 31日

◆加算要件 以下のいずれかに該当する場合

I 主介護者が入院または自宅安静、長期療養する場合

II 主介護者の心身状況を勘案した際に、8日以上短期入所があれば在宅生活が可能と認められる場合

III 家族に急病が発生し介護を行う介護者がいない場合

ク 重度障害者等包括支援

- 基準最大支給量 80,000単位／月

- 加算後最大支給量 102,000単位／月

◆加算要件 申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市長が必要と認めた場合

ケ 施設入所支援

○基準最大支給量 当該月の日数

(2) 訓練等給付

ア 自立訓練（機能訓練及び生活訓練）

○基準最大支給量 当該月の日数－8日

●加算後最大支給量 31日

◆加算要件 ※参照

イ 宿泊型自立訓練

○基準最大支給量 当該月の日数

ウ 就労移行支援

○基準最大支給量 当該月の日数－8日

●加算後最大支給量 31日

◆加算要件 ※参照

エ 就労継続支援（A型及びB型）

○基準最大支給量 当該月の日数－8日

●加算後最大支給量 31日

◆加算要件 ※参照

オ 就労定着支援

○基準最大支給量 当該月の日数

カ 自立生活援助

○基準最大支給量 当該月の日数

キ 共同生活援助（グループホーム）

○基準最大支給量 当該月の日数

※参照

I 原則

1人の障害者が1月に日中活動サービス等を利用できる日数は、「当該月の日数－8日」を基本とする

II 例外

① 日中活動サービス等の事業運営上の理由から、「当該月の日数－8日」を超える支援が必要となる場合は、都道府県知事に届け出ることにより、当該事業者等が特定する3か月以上1年以内の期間（以下「対象期間」という。）に

において、利用日数の合計が「当該月の日数－8日」の総和な範囲内であれば利用可能。

- ② 上記①に該当しない場合であっても、心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援の必要があるなど、利用者の状態等に鑑み、市長が必要と判断した場合には、「当該月の日数－8日」を超えて利用可能。

(3) 地域相談支援給付

ア 地域移行支援

○基準最大支給量 当該月の日数

イ 地域定着支援

○基準最大支給量 当該月の日数

(4) 障害児通所支援事業

ア 児童発達支援

イ 医療型児童発達支援

ウ 放課後等デイサービス

エ 居宅訪問型児童発達支援

○基準最大支給量 23日

◆加算要件 申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市長が必要と認めた場合

オ 保育所等訪問支援

○基準最大支給量 2日/月

●加算後最大支給量 4日/月

◆加算要件 申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市長が必要と認めた場合

(5) 地域生活支援事業

ア 移動支援

○基準最大支給量 30時間/月

●加算後最大支給量 50時間/月

◆加算要件 申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市長が必要と認めた場合

イ 訪問入浴（入浴車）

○基準最大支給量 2回/週

●加算後最大支給量 3回/週

- ◆加算要件 皮膚疾患や褥瘡等で医師の意見書又は診断書等にて、基準最大支給量を超えて利用が必要と確認できた場合

ウ 日中一時支援

- 基準最大支給量 7日/月
(4時間以下は1/4日、8時間以下は2/4日、8時間超過は3/4日と計算する)

- 加算後最大支給量 14日/月
(春季休業及び冬季休業 15日・夏季休業 20日)

- ◆加算要件 以下のいずれか1つに該当すること

- I 保護者の就労等の理由で介護が困難な場合
- II 就学児の長期休暇時

5 留意事項

(1) サービスの併給について

ニーズが多様であること、サービス報酬が日額化され報酬の重複を防ぐことができることから、報酬が重複しない利用体系であれば、原則として併給できない障がい福祉サービスの特定はしないものとする。(例外については、事務処理要領の具体的な運用を参照する。)

ただし、日中活動系サービスについては、対象者の状況に応じた目標・計画を策定していることから、サービス等利用計画案等において併給の必要性が位置付けられ、かつ市長が特に必要と認める場合以外は、併給しないこととする。

(2) 介護保険制度との併給について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(障企発第0328002号、障障発第0328002号)に基づき行うものとし、在宅の障がい者で申請に係る障がい福祉サービスについて、市において適当と認める支給量が、当該障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険の介護サービス計画書上において、介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合は、介護給付費等を支給することを可能とする。

なお、以下のサービスにあたっては次の点に留意すること。

ア 居宅介護 併給する場合は、以下のすべてに該当すること。

- (ア) 要介護認定が4以上であること
- (イ) 単身世帯または同居家族が介護できない状況にあること
- (ウ) 介護保険サービスを利用しても、なお障がい固有のニーズに基づく特に必要と認められる支援が不足すること

なお、支給決定については、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、介護サービス計画書等に基づき支給量を算定すること。

イ 重度訪問介護 併給する場合は、以下のすべてに該当すること。

(ア) 要介護認定が4以上であること

(イ) 単身世帯または同居家族が介護できない状況にあること

(ウ) 介護保険サービスを利用しても、なお障がい固有のニーズに基づく特に必要と認められる支援が不足すること

なお、支給決定については、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、介護サービス計画書等に基づき支給量を算定すること。

最大支給量は、403時間から介護保険サービスの訪問介護・訪問看護の支給時間を差し引いたものとする。

(4) 二人の従業者による介護について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)に基づき、二人の従業者により居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護(以下「居宅介護等」という。)又は重度障害者等包括支援として提供される居宅介護等を行うことについて利用者の同意を得ている場合であって、次のアからウまでのいずれかに該当する場合とする。

ア 障がい者等の身体的理由により一人の従業者による介護が困難と認められる場合

イ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

ウ その他障がい者等の状況等から判断して、ア又はイに準ずると認められる場合

(5) 就労系障がい福祉サービスにおける在宅でのサービス利用について

就労移行支援、就労継続支援(以下「就労系障がい福祉サービス」という。)における在宅での訓練については、下記要件を満たして利用者の自宅等で訓練や支援を提供した場合に、当該時間についてサービス類型ごとの基本報酬を算定できるものとする。

ア 利用対象者

(ア) 在宅でのサービス利用を希望する者

(イ) 在宅でのサービスによる支援効果が認められると市長が判断した利用者

イ 運用要件

(ア) 事業所が作成する運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記している。

- (イ) 指定権者から求められた場合には、訓練・支援状況を提出できるようにしている。
- (ウ) 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューを確保している。
- (エ) 利用者に対し1日2回は連絡・助言又は進捗状況の確認を行い、日報を作成している。また、訓練等の内容及び利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応を行うことができる。
- (オ) 緊急時の対応ができる。
- (カ) 在宅利用者からの疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保している。
- (キ) 事業所職員の訪問又は利用者の通所若しくは電話・パソコン等の ICT 機器の活用により評価等を1週間につき1回は行うことができる。
- (ク) 原則として月の利用日数のうち1日は、事業所職員による訪問又は利用者による通所により、事業所内において訓練目標の達成度の評価等を行うことができる。
- (ケ) (キ) が通所により行われ、併せて(ク) の評価等も行われた場合、(ク) による通所に置き換えて差し支えない。
- (その他、在宅と通所による支援を組み合わせることや、利用者が希望する場合にサテライトオフィス等でのサービス利用も可能。)

(6) 特例支給について

支給について、市長が特に必要と認めた者は、支給決定基準にかかわらず支給決定することができる。

(7) その他

その他、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和5年10月1日から施行する。